

# 令和6年度 第3回 浜松市中央区協議会西地域分科会

日時:令和6年7月3日(水)

午後1時30分 ~ 3時(予定)

会場:西行政センター 3階 大会議室

## 次 第

### 1 開会

### 2 会長あいさつ

### 3 区長あいさつ

### 4 議事など

#### (1)【協議事項第3号】令和7年度以降の中央区区政運営方針における将来像について

↳ 前回・資料4(P.103) 資料1(P.1)

#### (2)【協議事項第4号】令和6年度パブリック・コメント(パブコメ)の取扱いについて

↳ 資料2(P.3)

#### (3)【協議事項第5号】令和6年度地域力向上事業(助成事業)の提案について

↳ 資料3(P.9)

#### (4)地域課題の意見交換

##### ア 公立幼稚園の魅力 PR

↳ 前回・資料5(P.115) 【一覧表】 3 教育・福祉 - 2

##### イ どうする佐鳴湖

【一覧表】 1 地域、街づくり - 3

##### ウ 地域の団体について

【一覧表】 1 地域、街づくり - 7

##### エ 公園、広場等の整備について

【一覧表】 1 地域、街づくり - 8

### 5 閉会

## 令和7年度以降の中央区区政運営方針における将来像について

## 浜松市中央区協議会西地域分科会

	中央区（全体）の特性・理想などを表すキーワード	理由
1	多彩な文化で輝くまち	旧区はそれぞれに特色が違い、これは文化だと思う。それをひとつの言葉では表現しにくいので、多彩な文化のあるまちが中央区と考えた。
2	転勤や移住による転入家族にも子育てしやすい住みやすい区	旧中区の中央地区には多くの転入親子が行き場や居場所を求めていることを、子育て支援の現場で感じてきた。県外からの転入で、土地勘もない中でも、インターネットの情報などから郊外大型商業施設や公園、海、湖、山など自然もあり、親子での活動場所が豊かで良い環境だと感じている。保育施設の充実や交通面での利便性など課題はあるが、理想として提案した。
3	個性的（文化、自然、産業等）、多様（多彩）な地域性、自然があふれる街、国際都市・多文化	中央区は文化、歴史、自然、風土（住民の生活環境、意識）が異なる旧5区（中区、東区、西区、南区、北区（三方原地区））が統合されている。多様（個性的）であった地区を一つのキャッチフレーズで表現するキーワードとして。また、浜松市は、多様な国籍を持った市民がおり、小さな国際都市の一面もある。
4	多種多様な産業、文化、自然を生かした、全世代が暮らしやすいまちづくりを目指す	中央区は、東は天竜川から西は浜名湖、南は遠州灘から北は三方原台地まで、中央地区は県西部の中で最大の市街地と郊外には多くの自然が残り、地域特性が多様な地域である。産業も商業、工業、農業、漁業その他と多種で、各産業においても地域特性が多様、伝統、文化も同様である。中央区の多種多様な産業、文化、自然を生かし、全住民が住んで良かったと思える暮らしやすいまち、都市部からも浜松に住みたいと思われる、そんなまちづくりが理想である。
5	提携・協業・連携で未来を作り、個々の特性を活かす	思いが違った、旧区が集ったこと。
6	魅力多彩、安全・安心がもてる	中央区でも産業、自然、条件が多彩で、浜名区、天竜区との兼ね合いも含めて、魅力多彩はいいキーワードだと思う。
7	夢を持ちつづけることができる中央区、皆で築く夢のある中央区	10年後については、夢を語るくらい、はっきりしない形が見えないもの。こんな2034年であつたらうれしいなあという気持ちで提案した。
8	ひとつの浜松、魅力的なところになってほしい	① 市民の提案、協働、利便性の向上、安心安全の充実など、浜松が誰にでも暮らしやすい思いやりがあるまち。 ② 海の幸、山の幸、工場（ものづくりが優れているところ）、楽器の街でもある。 ③ 歴史に残る（徳川家康）。 ④ 病院が多い → 安心できる → 信頼できる（施設も多い）。
9	安心 安全 自然と産業	街の発展もあり、浜名湖、天竜川、遠州灘の自然もあり、産業との共存。10年後も住みたいと思えること。
10	『未来永劫に子孫繁栄、災害に強い、全ての老若男女が安全安心に暮らせるまちづくり』	① 舳（もやい）、結（ゆい）の歴史ある、地域の助け合い文化の復活 ② 出生率を上げ、子孫繁栄社会の構築 ③ 国土強靱化地域計画を推進し、事前の防災対策をして災害に強いまちづくり ④ 交通事故ワーストから脱却する、交通安全対策を早急に検討する ⑤ 全ての浜松市が笑顔溢れるまちづくり ⑥ 住みたい街、移住者に日本一に選ばれる中央区 ⑦ 犯罪対策をして、安全安心なまちづくり ⑧ 子育て支援に万全を期す ⑨ ノーマライゼーション・男女共同 ⑩ 生物多様性：自然条件を最大限に活かした、食料自給率向上するまちづくり（海／湖／河川／山／野原） ⑪ IT技術社会の中心は、常に浜松市民であること
11	自然を大切に守る、産業を育む、生活と文化を豊かにする	人々との生活とふれあいから生み出されるものであってほしい。
12	未来に輝く都“浜松”自然・産業・歴史を共有し、共棲できる街	全国で2番目の面積を有し、大海（太平洋）、南アルプスをいただく自然豊かな環境の中で、浜松市が所有する自然と地場産業及び歴史が調和した社会を創設し、“住みやすい街”を住民が実感し、相互理解し合える。全国の国民に浜松市を“魅力的な街”、“住んでみたい街”と思われる街にする。 ①産業誘致により、Uターン就職者や移住・定住者の増加、促進による地域産業の発信による人材の確保を目指す。 ②住民の流出防止と少子化対策 子育て支援施策が全国にはない魅力的で充実する街にすることで、流出住民は少なく、移住住民が増加させる施策ができ、活力ある街を創る行政がある。 ③地域の文化、歴史的背景、特色を生かした観光施策による、浜松の魅力を全面に押し出し、移住住民、観光客の訪浜松向けマーケティング戦略を充実させる住民と行政がある。



## 区 協 議 会

区 分	□諮問事項    ■協議事項    □報告事項				
件 名	令和6年度パブリック・コメント(パブコメ)の取扱いについて				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>区協議会の協議事項は、代表会では区協議会の運営に関する事項や市の諮問、協議事項を取扱い、地域分科会では地域づくりに関する事項や代表会から付託された事項を取り扱う運用としており、条例や計画のパブコメは代表会の協議事項としている。</li> <li>一方、昨年11月の区協議会では、パブコメ案件が6件重なり、委員から、資料の分量が多く、全てのパブコメ案件を協議事項とすることについて、負担が大きいとの意見があった。</li> <li>令和6年1月からの区協議会における、パブコメに関する運用は次のとおりとした。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p><b>パブコメの運用区分</b></p> <p>①原則として、<u>情報提供までとし、概要版の配付にとどめる。</u> ただし、以下②、③の場合は区協議会での説明を行う。</p> <p>②パブコメ実施担当課の判断によって意見を聴取する必要がある場合</p> <p>③区協議会から求められた場合。(ただし、説明は代表会又は地域分科会のどちらか一方)</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>5月の代表会において、運用区分③としたい案件について、地域分科会で協議することが決定された。</li> </ul>				
対象の区協議会	中央区協議会西地域分科会				
内 容	<p>(1)協議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>別紙「令和6年度パブリック・コメント一覧表」(パブコメ一覧表)のうち、パブコメ実施担当課からの説明を求める案件(運用区分③)について協議するもの。</li> <li>※パブコメ一覧表には運用区分②を反映済</li> <li>※各地域分科会での決定を踏まえ、7月の代表会で運用区分③について、最終決定</li> </ul> <p>(2)流れ</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p><b>5月代表会</b>：パブコメ一覧表の確認。運用区分③について地域分科会で協議することを決定。</p> </div> <div style="text-align: center;">▼</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p><b>6月地域分科会</b>：パブコメ一覧表の確認。<u>運用区分③としたい案件</u>を決定。</p> </div> <div style="text-align: center;">▼</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p><b>7月代表会</b>：6月の地域分科会の決定を踏まえたパブコメ一覧表を確認・協議し、最終版として決定。</p> </div> <div style="text-align: center;">▼</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p><b>7月～</b>：各協議会においてパブコメ実施担当課による説明の実施。(日程は事務局と調整)</p> </div>				
備 考 (答申・協議結果を得たい時期、今後の予定など)					
担当課	西行政センター	担当者	渡辺 貴史	電話	597-1112



## 令和6年度パブリック・コメント一覧表 ※

No.	①件名	②担当課	③意見募集 期間	④結果等 公表	⑤実施 (施行)	⑥対象地域	QR コード	⑧パブコメ担当課による説明(案)					
								説明の有無	中央	中	東	西	南
1	浜松市総合計画基本計画(案) ⑦概要 総合計画は基本構想、基本計画、実施計画の3層で構成されており、基本計画は基本構想に掲げる未来の理想の姿の実現に向けて、長期的な展望に立った総合的な政策を定める計画です。	企画課	8~9月	10月	令和7年4月	全市域		有		○	○	○	○
2	第4次浜松市教育総合計画(案) ⑦概要 本市が掲げる教育の基本理念や目指す子供の姿の実現に向けて、基本的な方針に基づく具体的な政策・施策等を総合的・体系的に推進していくことを目的に策定する計画です。	教育総務課	8~9月	11月	令和7年4月	全市域		無 資料配付					
3	宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく宅地造成等の工事規制区域及び特定盛土等規制区域の告示(案) ⑦概要 盛土災害の防止を目的とした盛土規制法の運用に係り、市域において盛土等行為の規制区域を設定し、法に定める規制区域の公示を行うため、この規制区域(案)の意見募集を行うものです。	土地政策課	11月	3月	令和7年 4~5月	全市域		有	○				
4	第3次浜松市中山間地域振興計画(案) ⑦概要 第3次浜松市中山間地域振興計画(案)は、中山間地域において少子化、高齢化、過疎化の流れが予想される中、持続的可能な地域社会の実現に向け、中山間地域が目指す姿を中山間地域・都市部双方の市民が共有するとともに、今後の振興施策の指針を示していくことを目的に策定する計画です。	市民協働・地域政策課 (中山間地域振興担当)	10~11月	令和7年2月	令和7年4月	全市域		有	○				
5	浜松市国際戦略プラン(案) ⑦概要 本市の国際施策展開の指針となる「浜松市国際戦略プラン」が計画期間の最終年を迎えることから、現下の社会情勢等を踏まえた第3次プランを策定し、引き続き、本市の活性化と国際社会への貢献を果たします。	国際課	11月	令和7年2月	令和7年4月	全市域		無 資料配付					
6	(仮称)浜松市公共施設等総合管理計画(案) ⑦概要 (仮称)浜松市公共施設等総合管理計画(案)は、市が保有する全ての資産を対象に、資産の見直しや活用、運営管理、処分などに関するプロセス全般を資産経営と位置づけ、資産経営を長期的かつ着実に推進するための羅針盤として設定するものです。	アセットマネジメント推進課	11月	令和7年2月	令和7年4月	全市域		無 資料配付					
7	浜松市犯罪のない安全で安心なまちづくり基本計画(案) ⑦概要 犯罪のない安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現に向けて、基本的な方針に基づく具体的な政策・施策等を総合的・体系的に推進していくことを目的に策定する計画です。	市民生活課	11月	令和7年2月	令和7年4月	全市域		無 資料配付					
8	第4次浜松市男女共同参画基本計画(案) ⑦概要 第4次浜松市男女共同参画基本計画は、すべての市民が性別にかかわらず個人として尊重され、自らの意思により個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現を目指すことを目的として策定する計画です。	UD・男女共同参画課	11~12月	令和7年2月	令和7年4月	全市域		無 資料配付					

※現行計画の概要等(市HP掲載)をご覧になりたい場合は、「QRコード」を読み取ることで閲覧可能です。

※「QRコード」は、(株)デンソーウェーブの登録商標です。



## 令和6年度パブリック・コメント一覧表 ※

No.	①件名	②担当課	③意見募集 期間	④結果等 公表	⑤実施 (施行)	⑥対象地域	QR コード	⑧パブコメ担当課による説明(案)					
								説明の有無	中央	中	東	西	南
9	第3期浜松市スポーツ推進計画(仮称)浜松市スポーツ推進ビジョン(案)	スポーツ振興課	11月	令和7年2月	令和7年3月	全市域		無					
	⑦概要	第3期浜松市スポーツ推進計画(案)は、スポーツに関わる新たな視点を取り入れ、スポーツ政策を戦略的に推進するための計画です。						資料配付					
10	(仮称)浜松市こども計画(案)	こども若者政策課	11~12月	令和7年2月	令和7年4月	全市域		無					
	⑦概要	こども基本法第9条で策定される国こども大綱を勘案して、こども施策に関する基本的な方針、こども施策に関する重要事項及びこども施策を推進するために必要な事項を定めるものです。						資料配付					
11	浜松市農業振興ビジョン(案)	農業水産課	11月	令和7年2月	令和7年4月	全市域		無					
	⑦概要	農業振興ビジョンは、基本方針、施策を分かりやすく市民に伝えるとともに推進体制を整え、本市の農業が目指すべき将来像を実現するために策定するものです。						資料配付					
12	浜松市のみちづくり計画(案)	道路企画課	11月	令和7年2月	令和7年4月	全市域		有	○				
	⑦概要	浜松市のみちづくり計画は、「道路における課題」、「上位・関連計画における将来像」等を踏まえ、今後10年間における道路の基本理念や基本方針等を定める計画です。											
13	第3次浜松市環境基本計画(案)	環境政策課	11~12月	令和7年2月	令和7年4月	全市域		無					
	⑦概要	浜松市環境基本条例の規定に基づき、市の「環境の保全及び創造に関する基本的な計画」として定めます。平成27年に策定した第2次環境基本計画の計画期間が令和6年度で終了するため、第3次計画として内容を更新します。						資料配付					
14	第3次浜松市人権施策推進計画(案)	福祉総務課 人権啓発センター	12月~1月	令和7年2月	令和7年4月	全市域		無					
	⑦概要	すべての人が、「幸せに生きていく」ことができ、「自分らしく生きていく」ことができるために、「思いやりあふれる社会の実現」を目指すため策定する計画です。						資料配付					

※現行計画の概要等(市HP掲載)をご覧になりたい場合は、「QRコード」を読み取ることで閲覧可能です。

※「QRコード」は、(株)デンソーウェーブの登録商標です。



区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	令和6年度 地域力向上事業（市民提案による住みよい地域づくり助成事業）の提案について（中央区・西地域）				
事業の概要 （背景、経緯、 現状、課題等）	<p>地域力向上事業は、市民協働の手法により住みよい地域社会を実現するため、市が実施又は支援する区の特性を活かした事業や課題を解決する事業です。</p> <p>○市民提案による住みよい地域づくり助成事業 （以下「助成事業」という） 団体の提案に基づき、市が公益上の必要を認め、団体が主体的に取り組む事業に対し市から補助金を交付することで、効果が期待できる事業</p> <p>&lt;浜松市地域力向上事業実施要綱（抜粋）&gt; 第7条 助成事業は、市長が別に定める<u>審査会</u>において、<u>審議</u>するものとする。 第8条 市長は、<u>助成事業の採択に当たっては</u>、浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例第4条に規定する区協議会（中央区及び浜名区にあっては、同条例第5条の2に規定する<u>地域分科会</u>）に<u>意見を求め</u>、<u>その意見を踏まえて実施予定助成事業を決定し</u>、提案団体には選考結果通知書により通知するものとする。</p>				
対象の区協議会	浜松市中央区協議会西地域分科会				
内 容	<p>○提案事業1件 提案のあった助成事業について、審査会にて審議を行いましたので、審議結果についてご意見をお伺いいたします。 審査会結果及び提案事業の詳細は別紙のとおりです。</p>				
備 考 （答申・協議結果を得たい時期、今後の予定など）	<p>①中央区地域力向上事業審査会（西行政センター）を実施（6月6日） ②西地域分科会にて意見聴取（7月3日） ③事業の採択・不採択を決定し提案団体に通知を送付</p>				
担当課	西行政センター	担当者	田力 友実	電話	597-1112

浜松市地域力向上事業実施要綱（抜粋）

別表 1（第 7 条関係）

審査指標		点 数				
評価のポイント		低い	やや低い	普通	やや高い	高い
1	<b>地域資源の活用度</b>					
	区内の地域資源（特産品、自然、文化資産、人材など）を活かした事業か。	1	2	3	4	5
2	<b>地域課題の明確性</b>					
	解決すべき地域課題の原因・背景を把握し、目指すべき状態を理解しているか。	1	2	3	4	5
3	<b>事業の妥当性</b>					
	事業が地域の課題解決にどう結び付くか。	1	2	3	4	5
4	<b>公益性</b>					
	住みよい地域づくりに寄与できる事業か。	1	2	3	4	5
5	<b>財政支援の妥当性</b>					
	行政が補助すべき事業か。 行政施策に同じような事業がないか。	1	2	3	4	5

※「公益性」の項目については、審査会での評価の平均が3点以上であることを採択の目安とする。

※審査会でのすべての審査指標の評価の合計が平均15点以上であることを採択の目安とする。

※その他、基準の運用についての詳細は各区において定めることができることとする。

令和6年度 地域力向上事業「市民提案による住みよい地域づくり助成事業」提案事業

1	新規・継続	新規	2	採択回数	1回目(補助率50%以内)
---	-------	----	---	------	---------------

3	事業名	こども若者「居場所づくり」事業			
4	提案団体	特定非営利活動法人 浜松NPOネットワークセンター			
5	実施時期	令和6年7月～令和7年3月			
6	実施場所	浜松市 中央区(西地域)			
7	総事業費	1,363,601円 報償費:555,000円 賃金:495,936円 旅費:122,700円 需用費:66,000円 役務費:17,845円 委託料:85,000円 使用料・賃借料:21,120円			
8	地域課題	集団になじめない、学習以前の支援が必要など、様々な理由により支援が必要であるにもかかわらず、支援の手が届かず取り残されている「こども若者」がいる。			
9	事業の目的	多様な困難を抱える「こども若者」の「居場所づくり」を行い、将来の地域社会の担い手と成り得る「こども若者」の支援を行う。			
10	事業の内容	(1)訪問型得意支援			
		集団になじめない「こども若者」が希望する場所にて、1人の「こども若者」に1人の講師が寄り添う形で支援を実施する。学習支援にとどまらず、プログラミングや音楽、芸術などの得意分野の支援も含め、幅広い支援を行うことで、「こども若者」に自らの居場所を見出してもらう。			
		(2)調査活動「こども若者の声をきくヒアリング調査」「居場所調査」			
		「居場所づくり」を具体的に進めていくために、高校生からのヒアリング及び市民団体や施設への調査を実施し、2023年度に実施した居場所に関するアンケートを含めて分析を行い、円卓会議で使用する資料を作成する。			
		(3)「こども若者」の声を聞いて「居場所」を考えるみんなの円卓会議			
		「こども若者」の「居場所づくり」についての情報共有や意見交換を行うため、円卓会議を実施する。			
		【開催時期】	令和6年11月		
		【場所】	西地域内にある施設		
		【参加者】	約30人		

11	審査会における審議結果					
審議結果	採点結果(点)					
	地域資源の活用度	地域課題の明確性	事業の妥当性	公益性	財政支援の必要性	合計
採択候補とする	3.6	4.1	4.1	4.0	4.3	20.1
				↑		↑
				3点以上	採択の目安	15点以上

12	市執行上限額	681,000円
----	--------	----------





第1号様式（第6条関係）

事業提案書

2024年 5月 31日

（あて先）浜松市長

所在地 静岡県浜松市中央区佐鳴台3-52-23

団体の名称 特定非営利活動法人  
浜松NPOネットワークセンター  
代表理事

代表者役職・氏名 井ノ上 美津恵  
（署名又は記名押印してください。）

連絡先 Tel 053 - 445 - 3717

次のとおり、事業を提案します。

事業名	こども若者「居場所づくり」事業
実施時期	2024年7月 ～ 2025年3月
実施場所	浜松市 旧西区～中央区
概算事業費	1,363,601 円
参加予定人数	団体スタッフ：4名 参加者 ①訪問型得意支援：生徒10名 講師のべ10名 ②調査活動：青少年のべ12名 静岡大学教授1名 大学生4名 ③円卓会議：活動者5～10名 議員6名 子ども6名 その他5～10名
事業の内容 (事業の対象や手法などを具体的に記入)	*内容がわかる詳細資料を別途添付 別紙参照
事業の目的	*何のためにその事業を実施したいのか具体的に記入 別紙参照
地域資源 の活用	*区内の地域資源（特産品、自然、文化資産、人材など）を事業にどう活かす予定か。 別紙参照
地域課題	*解決すべき地域課題やその原因・背景は何か。 別紙参照
事業の妥当性	*その事業に取り組むことによって、事業が地域の課題解決にどう結び付くか。 別紙参照
公益性	*区民がどのような効果を受けるか。住みよい地域づくりにどのように寄与するか。 別紙参照
財政支援 の妥当性	*行政施策と差別化が図られている点は何か。行政が補助すべき理由は何か。 別紙参照

特定非営利活動法人  
浜松 NPO ネットワークセンター

事業名：こども若者「居場所づくり」事業  
開催時期：2024年7月 から 2025年3月

<p>事業の内容 (事業の対象や手法などを具体的に記入)</p>	<p>浜松 NPO ネットワークセンターは困難を抱える子どもの教育環境改善や自尊心回復のため中間支援 NPO としての強みを生かしながら事業を実施してきました。過去の事業の中で出会った子どもたちの声を反映した「居場所づくり」に必要な支援として以下①～③を実施します。</p> <p><b>①訪問型得意支援</b></p> <p>浜松市の集団型の学習支援で取りこぼされている「子ども若者」の居場所として支援を行います。</p> <p>既存の学習支援におさまりきらない「こども若者」がいます。そのため新たに得意支援という形に変えて、選択肢を増やし「こども若者」の声を主体にした個別・訪問型の支援をしていきます。</p> <p><b>(1)概要</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本は1人の「こども若者」に1人の講師が寄り添う【個別型・訪問型】の支援を実施。</li> <li>・学習支援にとどまらず、得意なことを体験、学ぶ支援まで行う。具体的な内容は対象者の希望に添って決められる。教科、受験前の集中サポート、外国ルーツのこどもの生活サポート、困りごとの解消、プログラミングや音楽・芸術などの得意分野の支援や合気道などの実施も可能。</li> </ul> <p><b>(2)実施回数・対象者</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1人あたり月に4回、各回1時間の支援を通年実施。</li> <li>・延べ人数：生徒10人×4回×9か月＝360人</li> <li>・対象者は、旧西区のスクールソーシャルワーカー（SSW）や外国人支援員と連携をし、紹介してもらいます。</li> <li>・経済的な困窮だけではなく、不登校や外国ルーツ、親元を離れて自立援助ホームで生活する子など複合的な困難を抱える小学生から高校生の子どもたちを想定しています。</li> </ul> <p><b>(3)派遣講師</b></p> <p>講師は多様な「こども若者」への理解が深く、個々の課題に対し柔軟に対応できる方。（元学校教師や ICT 講師、臨床心理士など）</p>
--------------------------------------	---

#### (4)実施場所

対象者の希望する場所（自宅、学区内の協働センター、当法人の事務所）に講師を派遣して実施。

#### (5)提案団体の業務

事務所スタッフは出欠管理、講師・こども・親とのやり取り、講師へ謝金支払い、必要に応じてこどもの所属する学校関係者との支援報告や支援会議などを行います。

#### (6)実施結果のとりまとめ

実際に支援を受けたこどもや講師の先生からの声をまとめて②「こども若者の声をきくヒアリング調査」「居場所調査」と共に、③円卓会議の資料として活用します。

### ②調査活動「こども若者の声をきくヒアリング調査」、 「居場所調査」

不登校や経済的困窮、外国ルーツ等、多様な困難を抱えていることが多い通信制や定時制の高校生を対象に、2023年度に実施した居場所等に関するアンケートに、448人の声が集まりました。

アンケートの結果、声をあげたいと思っている高校生の存在があきらかになりました。しかし、アンケートだけでは詳しい意見やその背景を知ることは困難です。より居場所づくりを具体的に進めていくためにヒアリングを行います。

そして、ヒアリングで得られた情報とアンケート結果をすり合わせ、③円卓会議の資料にします。

#### (1) 高校生からのヒアリング

通信制や定時制の高校生からヒアリングを行う（のべ12回）社会的支援策の薄い中学校卒業後のこどもたち自身から教育環境や居場所について直接聞き取ります。

#### (2) 市民団体や施設への調査

- ・居場所活動をしている市民団体や施設（6か所）に居場所についてのヒアリングを直接行います。
- ・児童館など公的な支援施設やNPO等による居場所・学習支援状況について西地域（旧西区）を中心に聞き取り、情報をまとめます。

<ヒアリング対象候補>

浜松市外国人学習支援センター（U-ToC）、特定非営利活動法人日本語教育ボランティア協会（ジャボラNPO）、はままつチャイルドラインなど西地域（旧西区）を中心に居場所づくりをしている団体、こども若者支援団体

#### (3)分析方法

- ・昨年度のアンケート調査で協力関係にあった静岡大学の笹原恵情報学部長に協力を仰ぎ、指導の下実施していきます。

- ・昨年度のアンケート結果 448 名のデータを静岡大学笹原研究室協力の下、クロス集計など高度なアンケート分析を進め、家庭の経済状況や学校の居心地の良さなどと居場所の必要性との関連を明らかにします。

#### (4) 資料の作成

- ①「訪問型得意支援」でひろったこどもの声、②「こども若者の声をきくヒアリング調査」「居場所調査」をまとめ、③みんなの円卓会議の資料として使用します。

### ③こども若者の声をきいて「居場所」を考えるみんなの円卓会議

#### (1) 概要

「こども若者」のための様々な居場所づくりについての情報共有や意見の交換を行います。①得意支援活動で得られた課題、②ヒアリング調査の内容を共有します。同時に、子ども食堂や学習支援、遊び場づくりなど、それぞれ異なる子ども支援活動を行う団体同士が顔の見える関係になるよう、互いのつながりを強化する機会とします。そのために参加者紹介資料を作成し、会議で利用します。

開催時期：2024 年 11 月

場 所：西地域（旧西区）内にある施設

参加者：約 30 人を予定。西地域（旧西区）を中心として活動するまたは居住する高校生、居場所作りをしたい人、議員・行政職員やこども支援関係者など。

#### (2) 会議の進行方法

- ・円卓会議では、5 人 1 組（こども支援／居場所づくり活動者 1～2 名、議員 1 名、こども／若者 1 名、他 1～2 名）になってチームとなり、円の形をしたダンボールと模造紙を膝の上に乗せ、意見を言ったり書いたりするアイテム「えんたくん」を用いることにより、通常の会議と比べ人と人との精神的な距離が縮まり、高校生らの素直な意見を多様な大人が受け止められる場を作ります。
- ・会場設営を高校生と行い、大人にはない感性で「こども若者」の居心地の良い場所の体現をします。高校生たちの声をきく場となるよう、会議の進め方のルールを設けます。

#### (3) 報告書の作成と配布

- ・円卓会議で出た意見・提案を②調査活動の内容とともに報告書として冊子にまとめます。
- ・100 部作成し、西地域（旧西区）を中心とした協働センター・小中学校・関係団体等へ配布します。

<p>事業の目的</p>	<p><b>☆多様な困難を抱えるこども若者の「居場所づくり」を支援すること</b></p> <p>不登校・ひきこもりや経済的困窮、外国ルーツ、親元を離れて自立援助ホームで生活するこどもなど、<u>複合的な困難を抱えるこども若者がいます。生きづらさを感じ、声をひろわれにくいこども若者の声をきくこと、居場所づくりを行うことが目的です。</u></p> <p>また、<u>こども若者の声を冊子にまとめ地域に広く配布、周知し居場所づくりや居場所づくりをしたい大人へ繋げ、みんなで「住みよい地域」をつくる</u>ことが事業の目的です。</p> <p><b>☆西地域（旧西区）に在住の高校生たちの声をきき、自尊心を高め、地域社会への関心につなげること</b></p> <p>昨年度の通信制・定時制高校の生徒へのアンケートでは約 12%が旧西区在住でした。西地域（旧西区）には通信制高校がなく、浜松駅周辺の通信制高校へ通う高校生がいます。近年、通信制高校の生徒数は増加しています。しかし、浜松にキャンパスがあるけれど、他県に所在地のある通信制高校の生徒数は市でも把握できていません。声をひろってもらえない、実態の分からない高校生がいます。</p> <p>ヒアリング、円卓会議では西地域（旧西区）在住の通信制高校・定時制高校の生徒たちに依頼し、自分たちの声を安心して届けられる居場所や大人と出会うことができます。その中で自尊心が自然に高められ、<u>地域や社会への興味関心につながるように働きかける</u>ことが目的です。</p> <p><b>☆地域づくりの担い手になるこども若者の育ちを支援すること</b></p> <p>取りこぼされているこども若者を大切な地域の一員として考えられる大人を増やします。こども若者の笑顔を増やし、地域のコミュニティに関われるきっかけづくりをしていきます。</p>
<p>地域資源の活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヒアリングや円卓会議にて、西地域（旧西区）の U-ToC やジャボラ NPO などの日本語支援を長く続けている団体などから協力を得て事業を進めます。</li> <li>・定時制大平台高校にヒアリングを依頼すると共に、円卓会議の運営協力者を募る予定です。</li> <li>・円卓会議には上記の団体や生徒に加えて、西地域（旧西区）を中心として活動するこども支援活動者や居住者に参加の呼びかけを行います。</li> <li>・円卓会議は西地域（旧西区）内で実施します。</li> <li>・昨年度のアンケートでは回答した高校生の約 12%が旧西区在住でした。その内容を精査します。</li> </ul>

<p>地域課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2021年度に「子どもの未来サポートプロジェクト」を策定し、経済的困窮状態にある家庭の子どもに対しての、集団型学習支援教室を21か所に増やし、2024年1月1日現在では28か所開設しています。しかし、その<u>学習支援教室に通う力のない「こども若者」、ひきこもりや不登校で自宅を出られない「こども若者」、集団が苦手な「こども若者」、学習以前の支援が必要な「こども若者」は取り残されているのが現状です。</u>様々な理由で取り残されている「こども若者」を支援するために【訪問型】の支援を浜松市で実施していく必要性があります。現にSSWや養護教諭からの要請が入っています。 また、従来の学習支援では本当に子どもが必要としている内容とかけ離れてしまうことが多々あります。大人が子どもに学んで欲しい内容の提供ではなく、子ども自身が困っていること、子どもがやりたいことを【個別】に支援することで「こども若者」の自尊感情を高めることができます。</li> <li>・昨年実施したアンケート調査では、「大人が作った居場所は欲しいのと違う気がする」「もっと自由に活動ができる場所が欲しい」という回答も多く、まずは「こども若者」が主体になって声をあげられる居場所の提供をする必要があります。</li> <li>・「居場所づくり」の問題は浜松市全体の課題ではありますが、西地域（旧西区）にはU-ToCやジャボラNPO、定時制の高校があり、「こども若者」の多様な声が拾えることが見込めます。また、<u>支援をしたいと思っている大人が西地域(旧西区)で繋がることで、新たな展開が生まれるように、まずは西地域(旧西区)で試験的に事業を実施したいと考えています。</u></li> </ul>
<p>事業の妥当性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別型・訪問型の得意支援、ヒアリングの実施、円卓会議の実施すべてが、「こども若者」が安心して声をあげられる居場所づくりになります。</li> <li>・ヒアリング調査及び円卓会議を行うことで、「こども若者」が主体となって安心して意見を伝えられる、より適切な「居場所づくり」を進めることができるようになります。また、ヒアリング先の学校の先生と、当法人の持つ情報やこども支援団体との繋がりを共有することで、学校の先生の負担軽減や生徒の声をきく力のスキルアップになります。</li> <li>・円卓会議では、子ども食堂や学習支援、遊び場づくりなど、それぞれ異なる子ども支援活動を行う団体同士が顔の見える関係になり、今後の活動のために繋がることができます。</li> <li>・報告書冊子をまとめることで「こども若者」の声を可視化し、地域の大人で共有することができます。今後、居場所づくりを考えている支援団体・支援者の参考資料として活用できます。</li> </ul>

<p>公益性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居場所に悩む「こども若者」に自らの居場所を見出してもらうことは、「こども若者」自らの生きづらさの解消のみならず結果的に地域への愛着へもつながり、<u>「こども若者」にとっての「住みよい地域」に繋がります。</u></li> <li>・「居場所づくり」に関わった「こども若者」たちが、将来の地域づくりの主体として活動していく可能性を増やし、<u>地域全体が「住みよい地域」となります。</u></li> <li>・今事業で作成された冊子を参考にすることで、学校・家庭共に居場所がないと感じている「こども若者」が安心できる居場所を見つけるきっかけとなります。</li> <li>・今事業で作成された冊子を公共施設に配るため地域の人々も開かれた場所を知ることが出来ます。</li> </ul>
<p>財政支援の妥当性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業範囲が広範になり、専門的な知識を持つ方との連携をしていくため、団体だけの資金では運営が困難です。</li> <li>・この事業は浜松市の行う「こども若者」施策の足りない部分を民間ならではの柔軟性、フットワークの軽さにより補うものです。現在の「こども若者」施策からこぼれてしまっている「こども若者」の存在を明らかにし、掘りあげていくひとつの実践事例として行政職員の方々や地域の方々にも見守っていただきたい事業です。</li> </ul>

第2号様式（第6条関係）

収支予算書

1 収入の部

単位：円

--	--	--

2 支出の部

単位：円

区分		予算額	経費内訳(単価・数量)
報償費		555,000	<ul style="list-style-type: none"> <li>・得意支援講師謝金： 1,500円×4回×9ヵ月×(10-1)人=486,000円 (講師1名は団体スタッフのためマイナス)</li> <li>・調査協力：3000円×6団体=18,000円</li> <li>・調査アドバイス団体：5,000円×3団体=15,000円</li> <li>・円卓会議ファシリテーター：3,000円×6名=18,000円</li> <li>・円卓会議記録：3,000円×6名=18,000円</li> </ul>
賃金		495,936	<ul style="list-style-type: none"> <li>・984円×24h×9ヵ月=212,544</li> <li>・984円×32h×9ヵ月=283,392</li> <li>・(0円×12h×9ヵ月+12h)×2名=0円</li> </ul>
旅費		122,700	<ul style="list-style-type: none"> <li>・得意支援講師交通費：35円×2500km=87,500円</li> <li>・高校生交通費：2,000円×12名=24,000円</li> <li>・駐車料金：800円×14回=11,200円</li> </ul>
需用費	消耗品費	30,000	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文具、紙、記録メディア、書籍</li> <li>・調査報告書ファイル(100冊)：2,000円</li> <li>・えんたくん直径100cm×10・用紙20枚：9,240円</li> </ul>
	食糧費	6,000	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高校生ヒアリング調査時飲料・菓子： 500円×12回=6,000円</li> </ul>
	印刷製本費	30,000	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査資料印刷代：1,000円×9ヵ月=9,000円</li> <li>・円卓会議チラシ印刷：5,000円</li> <li>・円卓会議資料カー印刷代：200円×30冊=6000円</li> <li>・調査報告書印刷代：100円×100冊=10,000円</li> </ul>
役務費	郵便料	4,480	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査資料等送付：94円×40通=3,760円</li> <li>・後援申請・報告書送付：120円×6通=720円</li> </ul>
	手数料	13,365	<ul style="list-style-type: none"> <li>・振込手数料165円×(10-1)人×9ヵ月 (1名は団体スタッフのためマイナス)</li> </ul>
委託料		85,000	<ul style="list-style-type: none"> <li>・チラシデザイン費：25,000円</li> <li>・笹原研究室委託費(調査アドバイス/分析)：60,000円</li> </ul>

使用料及び賃借料	21,120	<ul style="list-style-type: none"> <li>・得意支援会場費：500円×4回×9ヶ月＝18,000円</li> <li>・円卓会議会場費：520円×6h＝3,120円</li> </ul>
計	1,363,601	

第3号様式（第6条関係）

団体の概要書

団体名	特定非営利活動法人 浜松 NPO ネットワークセンター		
事務所の所在地	〒432-8021 浜松市中央区佐鳴台3-52-23  ( 専用事務所 ・ 住居兼用 ・ その他 )		
	電 話	053 - 445 - 3717	F A X 053 - 445 - 3717
	ホームページ	<a href="https://www.n-pocket.jp/">https://www.n-pocket.jp/</a>	
代表者役職・氏名	代表理事 井ノ上 美津恵		
担当者連絡先	氏 名	[REDACTED]	
	電 話	[REDACTED]	
	F A X	053-445-3717	
	Eメール	info@n-pocket.jp	
設立年月日	1998年4月（法人格取得年月 2000年9月）		
会員数	正会員 39（個人 30、団体 9） 賛助会員 102（個人 85、団体 17）計 141		
団体の目的	<p>1997年当時、地域には福祉関係の団体活動を支援する社会福祉協議会しか中間支援的な組織はなく、それ以外の環境や教育、多文化などの団体活動支援を行うための中間支援組織を必要に迫られて立ち上げました。中間支援 NPO として地域の様々な社会資源を繋ぐと同時に、「ソーシャル・インクルージョン」を掲げながら、多様な人々の社会参加支援活動を現場で進めてきました。ともに支え合い、誰もが積極的に生きられる社会を目指し、「こうなったらいいな」という思いや課題解決の様々な方法が集まり、地域や分野を超えた市民の活動を支えるとともに、企業や行政とのパートナーシップをつくり、新しい市民社会を実現していきたいと思って活動を行っています。</p>		

<p>主な活動内容</p>	<p>1. 中間支援事業（NPO 活動継続支援、ネットワーキング、NPO や市民への NPO 情報提供、NPO セミナー、困窮者支援団体へのフードバンク）</p> <p>2. 多様な人々の社会参加支援事業</p> <p>① 障害のある人：ジョブコーチ派遣、ICT 支援</p> <p>② 子ども：教育環境改善、ICT 支援、子育て世帯へのフードパントリー</p>
---------------	---

※団体の詳細がわかる資料を別途添付

# 団体概要

2024年3月現在

## ○ 団体名：

特定非営利活動法人 浜松NPOネットワークセンター  
現在の団体設立年月日：1998年4月18日  
特定非営利活動法人化：2000年9月11日  
認定特定非営利活動法人認定日：2015年8月5日

## ○ 前身団体名：

任意団体 浜松地域活動ネットワークセンター 前身団体設立年月日：1997年11月1日

## ○ 理念：

多様な人々が社会参加する「ソーシャル・インクルージョン」で共に支えあい、誰もが積極的に生きられる社会を目指します。「こうなったらいいな」という思いや課題解決の様々な方法が集まり、地域や分野を越えた市民の活動を支えると共に、企業や行政とのパートナーシップをつくり、新しい市民社会を実現していきます。

## ○ はじまりは。。。

1997年3月の「情報公開条例を市民の手に」の開催をきっかけに、同年11月に「浜松地域活動ネットワークセンター」を設立。鴨江に共同事務所を開設して中間支援NPOとして、様々な市民団体の交流拠点をめざしました。1998年4月に「浜松NPOネットワークセンター」（愛称 N-Pocket エヌポケット）と改称し、環境や福祉分野の市民団体に携わる12人が発起人となって、設立総会を開きました。2000年にNPO法人格を取得し、中間支援組織としての活動を本格化しました。課題解決のために様々な事業をすすめる中で、障害のある人や多文化な若者たちと出会い、ソーシャルインクルージョン「誰をも排除しない社会づくり」を具現化するため、中間支援NPO（市民活動支援）としての活動だけでなく現場での活動（多様な人々の社会参加支援）も増えていきました。2015年8月に認定NPO法人に認定されました。

## ○ こんな活動をしています

### 1. 市民活動支援

共同事務所運営、セミナー・講座の開催、情報収集・提供、地域資源の調査・開拓、他の活動団体とのネットワークを生かしながらそれぞれの分野の課題を社会に発信する提言活動などを行っています。

#### ・主な活動

- 1998～03 クラフト&チャリティ、ダンスエイド他
- 2000 静岡県NPOステップアップ講座運営事業
- 2001 浜松市NPOセミナー運営事業
- 2005～06 浜松市市職員の意識改革NPO協働セミナー
- 2007 浜松市西区つなぐ人々マップ、外国ルーツの子どものための教育支援情報倉庫サイト作成
- 2008～20 NPOプレゼント講座
- 2011 浜松市民活動フォーラム開催事業
- 2021～23 福祉事業団体とNPOとの「つながる仲間ミーティング」

### 2. 多様な人々の社会参加支援

#### 1) 障害のある人

静岡県の「ジョブコーチ派遣」「ジョブコーチ養成講座」、国の障害者職業センターのジョブコーチ事業などを通じて、障害のある人の職場定着を支援します。

#### ・主な活動

- 2001～現在 静岡県ジョブコーチ養成事業、派遣事業ほか
- 2001～現在 障害のある人のためのICT支援（詳細は2）に記載）

#### 2) ICTによる社会参加

障害者の在宅や福祉施設での訪問型パソコン講習、ICTを活用して障害や難病を持つ人のコミュニケーションや社会参加を支援しています。

#### ・主な活動

- 2001～15 静岡県西部障害者マルチメディア情報センター管理運営事業
- 2003～14、19～現在 静岡県西部地域障害者在宅パソコン講座、（2019年度より県下全域）（
- 2007～現在 在宅障害者ICT就業支援「ぼけっと工房」、（08～13 静岡県バーチャル工房支援事業）

#### 3) 子ども・多文化共生

外国をルーツとする子どもたちが、日本できちんと教育を受け、進路を切り拓けるよう、多言語による「高校進学ガイドブック静岡県版」、Webサイト「外国をルーツとする子どものための教育支援情報倉庫」を作ってきました。2016年からは子どもの貧困について、活動団体でネットワークを組んで学習支援や居場所づくり、相談事業を実施後、多様な困難を抱えた子どもの育ち環境や制度の狭間にいる高校生や若者に関わる居場所等の課題に取り組んでいます。

#### ・主な活動

- 2001 ブラジル人青少年の意識と就学環境調査

- 2002～04 外国人教育支援全国交流会、若者たちの多文化共生
- 2004～13 外国人の子どもと保護者のための高校進学ガイダンス
- 2004～20 高校進学ガイドブック静岡県版・WEBサイト版作成
- 2016 貧困の子ども支援「浜松はじめの一步連携事業」
- 2016～20 南区地域診断、遊ぶ力は生きる力、こどもと遊ぶ実践塾、居場所×ボードゲーム
- 2017～23 多様な子どもの育ちを支える地域作り支援事業 (お試しプレーパーク) ほか

#### 4) 環境・地域の自立

市民協働の公園づくりなど、環境・まちづくり・地域に関する活動を支援してきました。

・主な活動

- 2001～05、07 静岡県安間川事業 (河川整備意見集約事業ほか)
- 2003～12 水辺再生プロジェクト
- 2007～09 浜松市“天竜美林”間伐リレープロジェクト
- 2012～19 SaveJapanプロジェクト 「いきものが住みやすい環境づくり」
- 2015～22 浜松市都市公園市民協働支援、万斛公園市民協働支援、公園協議会準備事業ほか

FACEBOOK



#### 年間役員名簿

特定非営利活動法人の名称	認定特定非営利活動法人 浜松NPOネットワークセンター
2023年度	2023年4月1日～2024年3月31日

役職名	氏名	住所又は居所	備考	役員報酬を受けた期間
代表理事	井ノ上 美津恵	静岡県浜松市中央区		無
副代表理事	大野木 里美	静岡県浜松市中央区		無
理事	早坂 毅	神奈川県横浜市南区	早坂税理士事務所 所長 早坂行政書士事務所 所長	無
理事	小出 隆司	静岡県浜松市中央区	全国手をつなぐ育成会 副会長 NPO法人オール静岡ベストコミュニティ副代表	無
理事	高貝 亮	静岡県浜松市中央区	浜松総合法律事務所 弁護士 静岡県国際交流協会 会長	無
理事	木村 智子	埼玉県所沢市	スマイルプラス代表 取締役 C-Café オーナー	無
理事	田中 はる子	静岡県周智郡森町	就労支援ネットワーク志太榛原 代表	無
理事	小林 芽里	長野県大町市	北アルプス学びと遊びの旅行者 代表	無
理事	松井 玲子	静岡県浜松市中央区	保育士	無
監事	斯波 千秋	静岡県浜松市中央区	NPO法人六星 代表理事	無

			障害者就労継続支援事業所ウイズ半田 所長	
監 事	藤田 由香子	静岡県浜松市中央区	水の森行政書士事務所 所長	無

○ 会員（2023年3月末現在）

正会員：39（個人 30名、団体 9団体）

賛助会員：102（個人 85名、団体 17団体） 計141

# 特定非営利活動法人 浜松 NPO ネットワークセンター 定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 浜松NPOネットワークセンターという。

2 この法人の英文名は Hamamatsu NPO Network Center とする。

### (事務所)

第2条 この法人は、静岡県浜松市に事務所を置く。

### (目的)

第3条 新しい市民社会の実現に寄与することを理念とし、浜松市及びその周辺地域における民間非営利組織の分野や地域を越えた活動基盤の強化と、それらと企業及び地方公共団体等とのパートナーシップの確立を図り、もって不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）

第2条別表の次に掲げる活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 観光の振興を図る活動
- (5) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (6) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (7) 環境の保全を図る活動
- (8) 災害救援活動
- (9) 地域安全活動
- (10) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (11) 国際協力の活動
- (12) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (13) こどもの健全育成を図る活動
- (14) 情報化社会の発展を図る活動
- (15) 科学技術の振興を図る活動
- (16) 経済活動の活性化を図る活動
- (17) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (18) 消費者の保護を図る活動
- (19) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

### (事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係わる事業を行う。

- ① 民間非営利活動の発展を支える事業
- ② 多様な人々の社会参加を支える事業（障害者の就労支援、職業紹介および就労に関するその他の事業を含む）
- ③ その他第3条の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会員

### (会員の種別)

第6条 この法人の会員は、次のとおりとし、正会員をもって法上の社員とする。

#### (1) 正会員

個人会員 この法人の目的に賛同して入会した個人で、総会における議決権を有する。

団体会員 この法人の目的に賛同して入会した団体で、総会における議決権を有する。

#### (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体で、総会における議決権を有しない。

2 この定款に定める会員の種別以外の会員に関する規定は、理事会で別に定める。

(入会)

- 第7条 この法人に正会員として入会しようとするものは、別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとする。
- 2 代表理事は、前項の申込者がこの法人の目的に賛同するものであると認められるときは、これを拒否する正当な理由の無い限り入会を承諾するものとする。
  - 3 代表理事は、第1項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人又は団体にその旨を通知する。

(会費)

- 第8条 正会員は、会費を納入しなければならない。
- 2 会費の額、納入時期、種類等は、総会で定める。

(会員の資格の喪失)

- 第9条 正会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
- (1) 退会届の提出をしたとき。
  - (2) 本人が死亡し、又は正会員である団体が消滅したとき。
  - (3) 正当な理由なく会費を1年以上滞納したとき。
  - (4) 除名されたとき。

(退会)

- 第10条 正会員は、別に定める退会届を代表理事に提出し、任意に退会することができる。

(除名)

- 第11条 正会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該会員に事前に弁明の機会を与えた上で、理事会の議決により、その会員を除名することができる。
- (1) 法令及びこの定款又は規定に違反したとき。
  - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

- 第12条 既に納入した会費及びその他の抛出金品は、その理由の如何を問わず返還しない。

### 第3章 役員及び顧問

(役員の種類及び定数)

- 第13条 この法人に、次の役員を置く。
- (1) 代表理事 1人
  - (2) 副代表理事 1人以上2人以内
  - (3) 理事(代表理事及び副代表理事を含む。) 3人以上15人以内
  - (4) 監事 2人以内

(役員を選任等)

- 第14条 理事及び監事は、正会員の中から、総会の議決により選任する。
- 2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選により定める。
  - 3 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。
  - 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
  - 5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

(役員職務)

- 第15条 代表理事は、この法人を代表し、業務を総括する。
- 2 代表理事以外の理事は、法人の業務においてこの法人を代表しない。
  - 3 副代表理事は、代表理事を補佐して業務を掌理し、代表理事があらかじめ理事会の議決を経て定めた順序により、代表理事に事故があるときはその職務を代理し、代表理事が欠けたときはその職務を代行する。
  - 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務の執行方策

を決定する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充する。

(役員任期等)

第17条 役員任期は、就任後2回目の4月30日までとする。ただし、補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

- 2 役員再任は妨げない。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の場合においても、第13条に定める最少の役員数を欠くときには、後任者が就任するまでは、その職務を行う。
- 4 前2項にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合に限り、第1項で定めている任期の末日後、最初の総会が終結するまで、その任期を延長することができる。

(役員解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事については理事会の議決により、また、監事については総会の議決によって、その役員を解任することができ、直近の総会においてその結果を報告する。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、その役員に、解任の議決の前に弁明の機会を与える。

(役員報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

(顧問)

第20条 この法人に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の承認を得て、代表理事が委嘱する。
- 3 顧問は、高度な専門的知識をもって、この法人の運営に寄与する。

## 第4章 総会

(総会の種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の機能)

第23条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算
- (2) 事業報告及び決算
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 合併

- (6) 会費の額、納入時期、種類等
- (7) 役員の選任
- (8) 監事の解任
- (9) その他理事会が必要と認める重要な事項

(総会の開催)

- 第24条 通常総会は、事業年度終了後3ヵ月以内に毎年1回開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
    - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
    - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
    - (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(総会の招集)

- 第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表理事が招集する。
- 2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から1ヵ月以内に臨時総会を招集する。
  - 3 総会を招集するときは、開催予定日の1週間前までに会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した書面等により、通知する。

(総会の議長)

- 第26条 総会の議長は、代表理事の指名する正会員がこれにあたる。ただし第24条第2項第2号及び第3号の規定により臨時総会を開催したときには、総会において、出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

- 第27条 総会は、正会員の3分の1の出席をもって成立する。

(総会の議決)

- 第28条 総会の議事は、この定款に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 2 総会における正会員の議決権は、1会員1票とする。
  - 3 総会の議決について特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の書面表決権等)

- 第29条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面、電磁的方法もしくはファクシミリをもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 2 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

(総会の議事録)

- 第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し保存する。
- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長のほか、出席した正会員のうちから、当該会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印する。

## 第5章 理事会

(理事会の構成)

- 第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の機能)

第32条 理事会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算の変更
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- (5) 会員の種別以外の会員に関する規定
- (6) 会員の除名
- (7) 役員職務
- (8) 理事の解任
- (9) 役員報酬
- (10) 事務局の組織及び運営に関する必要事項
- (11) 資産
- (12) 暫定事業計画及び予算

(理事会の開催)

第33条 理事会は、年2回以上必要なときに開催する。

(理事会の招集)

第34条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した通知を、少なくとも開催日の3日前までに発信しなければならない。

(理事会の定足数)

第35条 理事会は、理事の過半数の出席をもって成立する。

(理事会の議長)

第36条 理事会の議長は、代表理事の指名する理事がこれにあたる。

(理事会の議決)

第37条 理事会における議決事項は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 理事会の議決について特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の書面表決等)

第38条 理事会に出席しない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面、電磁的方法もしくはファクシミリをもって表決し、又は出席する理事を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の規定により表決をした理事は、第37条第1項及び次条第1項第2号の適用については出席したものとみなす。

(理事会の議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し保存する。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長のほか、会議に出席した理事のうちから、当該会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印する。

## 第6章 事務局

(設置及び職員の任免)

第40条 この法人は、事務局を置くことができる。

- 2 事務局には、事務局長1名及び職員若干名を置く。
- 3 事務局長及び職員は、代表理事が任免する。

(組織及び運営)

第41条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事が別に決める。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第42条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 資産から生ずる収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第43条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は理事会の議決による。

(会計の原則)

第44条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って、行うものとする。

(経費の支弁)

第45条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第47条 この法人の事業計画及び予算は、代表理事が作成し、通常総会の議決を必要とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、この法人の通常総会の議決を経るまでの暫定の事業計画及び予算は、毎事業年度開始前に理事会の議決を経て、編成することができる。
- 3 第1項の規定により総会の議決を経た事業計画及び予算の重要な変更は、理事会の議決を経て行うことができる。ただし、変更された内容に関して、理事会は、その後最初に開催される総会に報告し承認を得る。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を必要とする。

- 2 会計の決算上、剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとし、構成員に分配してはならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会において、出席した正会員の4分の3以上の多数の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁変更を含む)
- (5) 社員の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の定数に関する事項を除く)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき事項に限る)
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
  - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
  - (3) 正会員の欠亡
  - (4) 合併
  - (5) 破産
  - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得る。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得る。
- 4 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、この法人と同種の目的を有する、特定非営利活動法人、社団法人又は財団法人に寄附するものとする。その帰属先は、総会において出席した正会員の過半数をもって決する。

(合併)

第52条 この法人と他の特定非営利活動法人との合併は、総会において出席した正会員総数の4分の3以上の議決による。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場及びホームページに掲載するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

## 第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行に関し必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

## 附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の会費及び入会金は、第8条の規定にかかわらず、法人設立総会で決める。
- 3 この法人の設立当初の役員は、第14条第1項及び第2項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第17条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から2002年通常総会開催日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第47条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から2001年3月31日までとする。

附 則 この変更は平成13年8月13日から施行する。

附 則 この変更は平成15年10月2日から施行する。

附 則 この変更は平成18年9月26日から施行する。

附 則 この変更は平成19年9月11日から施行する。

附 則 この変更は平成24年9月12日から施行する。

附 則 この変更は平成27年7月30日から施行する。

附 則 この変更は平成29年5月20日から施行する。

(別紙)

設立当初の役員名簿

役職名	氏名
代表理事	山口 祐子
副代表理事	粟倉 敏貴
理事	黒柳 安生
理事	室久 敏三郎
理事	山中 啓子
監事	斯波 千秋